

参考様式 2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 3 月 27 日

雫石町長 猿 子 恵 久

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- 西根地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

- 平成 31 年 2 月 14 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- 経営体数 43

法人 1 経営体

個人 42 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- 担い手はいるが充分でない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- 今後、遊休農地を活用する場合や農業経営をリタイアする場合等、農地の出し手は、原則として農地中間管理機構を活用し、人・農地プランへ位置づけを行うことにより、農地の適切な管理を行うようにする。

6. 地域農業の将来のあり方

- 水稻については現状維持とするが、転作田において飼料作物を作付けし、畜産部門の拡大を進め経営の複合化を進めていく。
- 転作田を活用した小麦や大豆の作付けのみにとどまらず、加工・販売までを行う 6 次産業化を進める。
- 地域の中心となる野菜や菌茸の栽培農家へ転作や畑の集積を図り、高付加価値作物の拡大をしていく。
- 畜産部門での専業も一部でみられることから、耕畜連携による循環型農業をさらに推進し、生産組合活動の充実と農産物生産における低コスト化を目指す。
- 農業後継者の育成確保に努めていく。